

行政処分を受けたことに伴うお詫びとご報告

このたび当法人は、職員による利用者様への不適切な支援により、令和 8 年 5 月 20 日付で、石川県から障害者総合支援法に基づく行政処分を受けました。

被害に遭われた利用者様に対し、心より深くお詫び申し上げます。
また、利用者様、ご家族様、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当法人は、今回の事態を法人運営の根幹に関わる重大な問題として厳粛に受け止めております。皆様からの信頼を損なう結果となりましたことを重く受け止め、深く反省しております。

1 行政処分の内容

障害者支援施設つばさ(施設入所支援、生活介護、就労継続支援 B 型、短期入所)に係る指定の効力の一部停止
(新規利用者の受入停止 3 か月)

※令和 8 年 6 月 10 日から令和 8 年 9 月 9 日までの期間は、新しく契約を結んでのご利用ができなくなります。既に契約を結んでご利用になられている方は、継続してサービスをご利用いただけます。

2 当法人の対応

当法人におきましては、今回の処分を厳粛に受け止め、報告体制の見直し、職員研修の強化、管理監督体制の再構築及び再発防止策の徹底を進めており、その一部はすでに実施しております。

また、当面の間、対外的活動を自粛し、再発防止及び信頼回復に全力で取り組んでまいります。

今後は、支援の質の向上と法令遵守の徹底に努め、再発防止と信頼回復に誠心誠意取り組んでまいります。

改めまして、被害に遭われた利用者様、ご家族様、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

令和 8 年 5 月 21 日

社会福祉法人つばさの会